桶川市立桶川西中学校

部活動方針

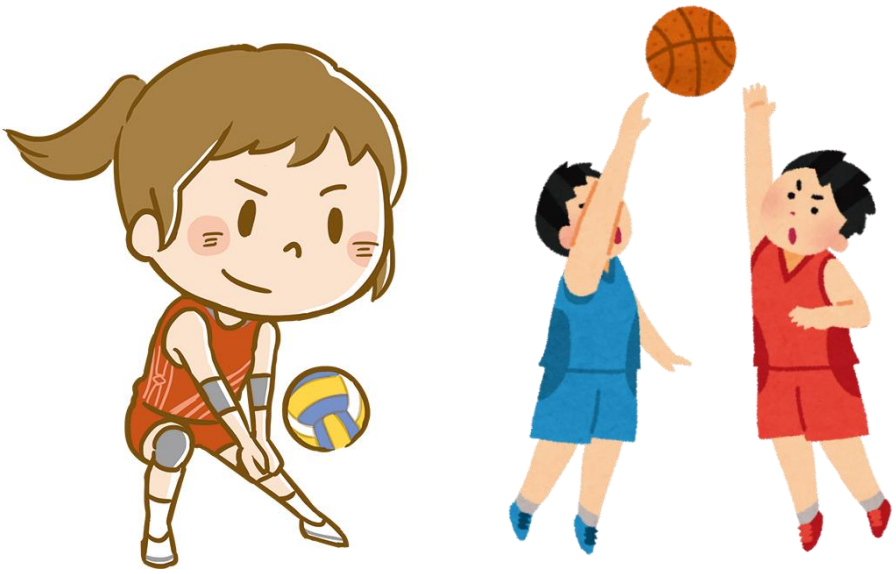

2019.3.26

（2020.3.30　一部追記）

１　活動の目的

・部活動を通し、生徒の心身の健全な育成と豊かな人間形成を図る。

２　部活動の位置づけ

・　中学校学習指導要領（平成２９年告示）において、部活動については以下のとおり示されている。

> 第１章　総則
> 　第５　学校運営上の留意事項
> 　　１　教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
> 　　ウ　教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動についてはスポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

３　部活動方針等の策定について

（１）「桶川市部活動方針」に則り、毎年、「桶川西中学校　部活動方針」を策定し、ホームページへ掲載し、公表する。

（２）顧問は、年間の活動計画並びに毎月に活動計画（活動日時・場所・休養日および大会・コンクール等の参加日程）を指導体制等の事項に留意して作成したものを校長に提出し、実績を校長に報告する。

（３）顧問は、（２）の活動計画を生徒や保護者等の関係者に周知する。

４　指導体制の整備について

（１）　各部の運営にあたり、生徒、保護者、顧問等が、現状や目標、活動内容について共通理解を図り、適切に行えるよう留意し、校長はこれを監督する。

（２）　校長は、適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施し、指導・是正を図る。

５　適切な休養日の設定について

（１）　休養日を、原則、平日、週に１日以上、土日は少なくとも１日以上設定する。

（２）　長期休業中は、原則、週に２日以上休養日を設けるとともに、生徒が十分な休養と部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、休養期間を設ける。

（３）　学校閉庁日については、活動を行わない。

（４）　１日の活動時間は、原則、平日は長くとも２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度とする。

（５） 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、（１）（２）の休養日数と同数以上になるよう設定する。
（６） 休養日等については、各部員の状況等を踏まえ、生徒・保護者の理解を得られるように設定する。
（７） 例外的に原則外で実施する場合は、あらかじめ校長の許可を得て行うものとする。

６　適切な指導の実施

（１） 校長及び顧問、外部指導者等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成２５年５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
（２） 部活動の指導において、部活動顧問や部活動指導員等による以下のような発言や行為は体罰等として許されないものである。なお、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止していく。

運動部活動での指導のガイドライン

『運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議「運動部活動の在り方に関する調査報告書」より』

【体罰等の許されない指導と考えられるものの例】

① 殴る、蹴る等
② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
・長時間にわたっての無意味な正座、直立等特定の姿勢の保持や反則行為をさせる。
・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませず長時間ランニングをさせる。
・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示をしていたりするにも関わらず攻撃を続ける。
・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為や嫌がらせ等を行う。
④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
・身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。
⑤ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

７　具体的な指導の進め方

（１） 施設設備の点検を定期的に実施し、事故防止に努める。
（２） 日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」に則り、気温が３５℃以上での運動は

原則禁止など、熱中症の予防に努める。

（３） それぞれの部活動の特性に合った、短時間で効果的かつ安全な練習メニューを作成し、生徒の自主的かつ自発的な活動にむけ工夫を図る。

（４） 部活動にかかる費用を徴収する際は保護者の理解を得て、適正に処理する。

（５） 教育上の意義や顧問の負担が過度にならないよう、参加する大会・コンクール等の精査を図る。

※今後、国・県・市の動向及び活動実態を踏まえ、見直しを図るものとする。

付則

１　この方針は、平成３１年４月１日から適用する。

１　この方針は、令和　２年４月１日から適用する。